

令和4年度 第1回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

令和4年8月10日（水）10:30～11:52

天神ビル11階 10号会議室

2 出席者

（委員） 森田委員長、八尋副委員長、梅山委員、乙津委員、笹山委員、
田中委員、堤田委員、南原委員、松尾委員、于委員

（事務局） 経済観光文化局 天本局長

吉田理事

富田国際経済・コンテンツ部長

濱田まつり振興課課長（屋台の魅力向上担当）

矢口にぎわい振興係長、森園

保健福祉局

平野食品安全推進課長

住宅都市局

渡邊運営課長

道路下水道局

山口路政課長

博多区

空閑維持管理課長

中央区

小島生活環境課長

3 議題

(1) 委員長、副委員長の選任について

(2) 会議の公開について

(3) 屋台施策の状況について

(4) 第4回公募について

① 守秘義務等について

② 募集区画

③ 募集方法

④ 審査方法

⑤ スケジュール

4 議事

（事務局）

みなさんおはようございます。経済観光文化局の天本でございます。

本日は、大変暑い中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日から新たな委員の任期を迎えております。皆さまにおかれましては、委員の職

をお引き受けいただきまして、厚くお礼申し上げます。

屋台は、福岡の夜の楽しみを提供するナイトタイムエコノミーのひとつであり、観光客が福岡を訪れる目的の一つとなっております。

屋台の魅力を更に高め、市民の皆さま、観光客の皆さまに愛される存在として将来に残していくため、委員の皆さまのお力添えを賜りながら、屋台施策を推進してまいりたいと考えております。

本日は、新たに行う第4回目の公募を中心にご議論いただきたくことになります。

新たな屋台の誕生により、まちに賑わいや活力を創出したいと考えておりますので、ご意見、ご提案を賜りますようよろしくお願いいたします。

(1) 委員長、副委員長の選任について

(事務局)

議事1「委員長、副委員長の選任について」でございますが、屋台基本条例施行規則第28条の規定により、委員長、副委員長は、選定委員の互選により定めることになっております。

どなたかご推薦はございますか。

なければ事務局案をご提案したいと存じますが、いかがでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

事務局案といたしましては、前期に引き続き、委員長を森田委員、副委員長を八尋委員にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

皆さまのご承認をいただきましたので、委員長を森田委員、副委員長を八尋委員にお引き受けいただきたいと思っております。

それでは、森田委員長、八尋副委員長は、委員長席、副委員長席にご移動をお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行は、委員長にお願いしたいと思います。

(委員長)

委員長となりました森田です。

屋台が福岡のまちのにぎわいづくりに繋がるよう、屋台選定委員会を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副委員長からも一言お願いいたします。

(副委員長)

八尋です。よろしくお願いいたします。

引き続き、委員長を支えながら、福岡の屋台文化に寄与していきたいと考えており

ますので、どうぞよろしく願いいたします。

(2) 会議の公開について

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

議事2「会議の公開について」ですが、本日の議事はいずれも個人情報を含んだ議論にならないと思われまますので、全て公開で進行したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。それでは、本日の会議は全て公開で進めます。

(3) 屋台施策の状況について

(委員長)

続きまして、議事3「屋台施策の状況について」です。まず、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

経済観光文化局屋台の魅力向上担当の濱田と申します。よろしく願いいたします。

では、お配りしている資料のうち、右上に資料1と記載している資料をご覧ください。

屋台施策の状況について説明をいたします。

資料の左上の「1 屋台件数の推移」についてでございます。

平成29年から公募屋台の営業がスタートしまして、現在令和4年8月1日時点では98軒の屋台が営業しております。そのうち、68軒が既存屋台、30軒が公募屋台となっております。ここ5年では、公募により100軒程度の営業軒数を維持しております。

続きまして「2 過去の公募実績」でございます。

これまでに3回の公募を実施しておりまして、営業者数は合計37人、現在の営業者数で言いますと、合計30の方が営業している状況でございます。直近の第3回公募で申し上げますと、5の方が営業を開始しておりまして、写真などで説明を記載しておりますが、非常にバラエティに富んだ屋台が昨年の10月にオープンしております。

続きまして右上の「3 屋台の魅力発信」について説明いたします。

屋台の魅力についても積極的な発信を行っておりまして、最近で申し上げますと3つ大きな取組みがございますので、ご紹介いたします。

1つ目が「(1) 屋台PR動画」ですが、インスタグラムというSNSがございますので、公募で非常に魅力的な屋台が増えておりますので、ビジュアルで紹介する1分

間の動画を作成いたしましたして、7月に公開しております。右側のコードを読み取っていただければ、インスタグラムで動画を再生できますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして「(2) 屋台特集記事」ですが、インターネットに観光情報サイト“よかなび”というものがございまして、そちらで屋台の紹介をしております。新しくオープンした屋台の紹介もございまして、例えば屋台制作の舞台裏など、我々ならではの角度で、屋台の魅力を伝える特集記事を掲載しております。こちらについても、右側のコードにスマートフォンのカメラをかざしていただければ、インターネットが立ち上がって記事をご覧いただくことができますので、ご確認いただければと思います。

最後に「(3) 屋台リーフレット」ですが、インターネットの“よかなび”には屋台のマップを掲載しておりますが、これまではプリントアウトするしかなく、紙のマップは存在していなかったのですが、ニーズがございまして、屋台のマップのほか、マナーですとか、楽しみ方、そういったものを盛り込んだリーフレットを制作中です。9月末には完成させて、観光案内所やホテルに設置しまして、観光の方にお役立ていただきたいと考えております。

資料1の説明については以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

議事3については、何かを決定する内容ではありませんが、ご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

屋台文化を発展させようということ、それはそれで良いと思いますが、屋台だけこのように特集をするということは、一般店舗のことは考えていないのではないかと、いうようにも思うのですが、その点はいかがですか。

(事務局)

今回は、屋台の魅力発信ということで紹介をさせていただきましたが、もちろん他の飲食店もございまして、市の観光という意味では、通常の飲食店や観光スポットについても具体的に魅力発信を行っております。

今回は屋台というところでの紹介になりますが、屋台に限らず、市の魅力発信という観点で、様々な形で紹介していきたいと思っています。

(委員)

そういうことで実施されているとは思いますが、やはり、屋台だけ突出しているという感じを受けます。

一般店舗の方からは「なぜ？」ということになってきますので、特集も良いですが、一般の飲食店でも、区ごとや町ごとに分けるなどして、PR動画や記事を出していただくなどしないと、不公平感を感じるのではないかと思います。その点は十分に注意し

ていただきたいと思います。

(事務局)

食の魅力という観点では、色々な形で取り上げることができると思いますので、いただいたご意見を参考にしながら進めていきたいと考えております。

(委員)

屋台の公募実績が第1回から第3回まで掲載されていますが、例えば第1回の当初の営業者数23人が現在は18人とのことで5人減っています。第2回も当初9人から7人とのことで、第3回は5人の皆さんが現在も営業中とのことですが、この公募屋台で営業を辞められた理由、どういう理由で辞められたのかを把握されているのでしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおり、合計3回の公募で37の方が営業開始され、現在は30人ということで、7の方が廃業されていることとなります。

廃止届を提出していただくときに理由を確認したところによりますと、体力面や体調が優れないということが主な理由だったと聞いております。

(委員)

屋台軒数の推移を見ると、公募屋台は、辞められる方もいますが、軒数自体は少しずつ上向いているところですが、既存屋台は減っています。これもやはり、辞められた理由は、先ほどの説明と同じような理由でしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおりでございまして、高齢になることによって体力面、体調面を理由に廃業される方がいらっしゃって、主な理由となっております。

(委員)

この委員会は、あくまで屋台を選定する委員会ですが、屋台全体のことを考えますと、既存屋台も支援しなければならないと思いますが、そこはまた、別の委員会でしょうか、経済観光文化局の方でされているのでしょうか。

(事務局)

屋台全体の支援という形では、経済観光文化局で広報面や営業支援を含めて屋台全体として支援していきたいと思っておりますので、既存屋台についても同様に取り組んでいきたいと思っております。

(委員)

私の知り合いの屋台もコロナの感染急拡大の影響を受けて、やはり、開けていてもお客様が来ないということで自ら自粛し、店を開けていないところもありますので、その点の支援策と、先ほど委員からもPRのことで話がありましたが、屋台に限らず、福岡市の経済を支える各種行政の支援をしっかりと実施していただきたいということを要望します。

(委員)

屋台の魅力発信の話ですが、既存屋台と公募屋台の2つに分けたときに、屋台の魅力発信はどちらをカバーしているのでしょうか。

(事務局)

どちらもカバーしております。我々としては屋台全体の魅力を発信していきたいと思っております。

直近の第3回公募屋台については、オープンされた直後は新しい屋台ということで紹介をしたというところはありませんでしたが、もちろん、既存屋台も含めて魅力を伝えていくということが大事であると思っております。

(委員)

コロナの影響で自粛という話が先ほど出ました。

魅力発信ということで、3種類のご紹介がありました。これ以外の支援策としてどのようなものがあるか、概要を教えてください。

(事務局)

コロナ禍において営業自粛などがあった場合には、県全体の「感染拡大防止協力金」というものがございます。また、市独自の家賃支援金についても、屋台にも同じく適用し、支援を実施したところでございます。

ご紹介した媒体を使つての広報も行っておりますし、既存の屋台も含めて日頃からコミュニケーションを取つて様々なご要望をお聞きして、共通の課題については解決していく状況でございます。

(委員)

ありがとうございます。

家賃支援や協力金の話などは、今となつては一昔前の話になりつつあると思います。そういった中で例えば、新規では「プレミアム商品券」の発行、「FUKUOKA NEXT Pay (ネクスペイ)」の発行など、財政支援、消費関係の話には、屋台も含まれるのでしょうか。

(事務局)

屋台も対象となっております。個々の屋台において、導入するかどうかの判断はありますが、導入されているところもございます。

我々としましても、そういった制度があれば、ご案内を積極的にさせていただいて、導入いただけるように後押ししたいと考えております。

(委員)

分かりました。

最後ですが、先ほど話した商品券ですが、屋台の参加状況はどうですか。

(事務局)

現状、参加状況があまり芳しくないという状況でございます。

なかなか、新しいことを導入するということに躊躇されているところがあると思いますので、そこは我々も積極的にご案内を続けていきたいと思えます。

(委員)

分かりました。

先ほど屋台ばかりという話もありましたが、屋台には屋台で連帯があると思っております。例えばその中での消費喚起策というのは、何かしらご検討された方が良いのではないかと思います。

屋台の選定とは少し領域を超えますが、意見として申し上げます。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。他には何かございますか。

他にないようでしたら、議事3「屋台施策の状況について」は以上とします。

(4) 第4回公募について

次は議事4、本日の本題ですが、「第4回公募について」です。

議事4は①から⑤までありますので、1つずつ説明し、議論をしたいと思います。

① 守秘義務等について

まず、①守秘義務等についてです。

公募では、選定委員会が審査を行うこととなりますが、そこで職務上得た情報を漏らす、あるいは審査される側と審査する側が接触するようなことがあれば、審査の公平性を欠くことになりかねません。従いまして、審査する側である私たち屋台選定委員が、職務上得た情報を漏らさないこと、また、審査される側である公募への応募者と接触しないことを、今からお配りする宣誓書によって表明していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

それでは皆さま、今から事務局が宣誓書を配りますので、宣誓書への署名をお願いいたします。なお、同じく審査する側である事務局職員については、既に宣誓書に署名していただいております。

② 募集区画

(委員長)

続きまして、②募集区画についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

では、お配りした資料の右上に資料2と記載がある「第4回公募について(募集区画)」という資料をご確認ください。

まず、左上に屋台軒数の推移を記載しております。

左側に第3回公募前（令和2年10月1日）時点との記載がありますが、公募時点と読み替えていただければと思います。その時点では102軒、そのうち公募屋台が26軒ございました。それが、第3回公募を経て103軒、そのうち公募屋台が30軒となっております。現状については、その後、既存屋台の廃業がありまして98軒、そのうち公募屋台が30軒となっております。

廃業理由につきましては、先ほどお答えしたとおりですが、体調不良や高齢が主な理由となっております。

次の表につきましては、先ほど説明しましたので割愛させていただきます、「1 募集区画の考え方」について説明させていただきます。

募集区画の考え方につきましては、条例や規則に定められておりまして、まとめますと3つございます。

1つ目が、屋台が連なり定着している場所、

2つ目が、条例等の基準を満たし、環境整備ができる場所、

最後に3つ目が、地域に理解され、道路交通の問題が少ない場所、

という3点がございまして、その下、「2 募集区画数」でございまして、この考え方に基づいて、今回、第4回の公募におきましては、5つの地区で、合計13区画で募集を行いたいと考えております。

13区画の内訳ですが、右側のマップに記載しているオレンジ色と赤色の丸と照らし合わせながらご確認いただきたいと思いますと思っておりますが、赤色の丸が5区画あります。これは前回、公募いたしました、応募者が誕生しなかったため空いている場所、長浜地区です。そして、前回公募の後で廃業された区画が8区画、オレンジ色の丸のところ、この5区画+8区画の合計13区画で、今回、募集を行いたいと考えております。

場所の詳細につきましては、その次の別紙2という資料をご覧ください。

今回は、A昭和通地区、B清流公園地区、C天神中央地区、D渡辺通地区、E長浜地区ということで、5つの地区単位で募集を行いたいと考えております。そして、赤色の丸が合計13区画ありまして、その13区画で募集を行いたいと考えております。

募集区画についての説明は以上です。

（委員長）

では、募集区画につきまして、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

（委員）

募集区画が13区画とのことですが、この13区画の根拠と申しますか、例えば、既存屋台が廃業したからとか、新たにスペースができたからとか、もう一度、内訳の説明をお願いします。

（事務局）

今回の募集区画は、これまで営業していたところが廃業され、空いているというこ

とで、基本的にはすべて過去には営業していた場所、それが13区画ということになります。

そのうち5区画は、前回の公募時点ですでに空いていて、そのままになっている場所、これが長浜です。オレンジ色の丸の8区画については、前回の公募以降に廃業された場所です。いずれにしても、過去に営業されていた場所で廃業され、空きができた場所ということになります。

(委員)

前回公募したものの営業者が誕生しなかった場所が5区画、前回の公募以降に空きができた場所が8区画という理解で良いでしょうか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

前回公募して営業者が誕生しなかった場所、長浜地区ですが、こちらは応募者がいない理由は何かございますか。

(事務局)

長浜地区については、前回、公募をしても営業者が誕生しなかったのですが、これも我々でも色々検討しているところですが、場所の比較として、天神や博多と比べますと、長浜の人通りが劣ること、それが一番の理由として考えられると思っております。

(委員)

どうしても天神から離れていて行きにくいところもあると思いますので、長浜らしい何か特色を出していく必要があるということでしょうか。

(事務局)

このあと説明をさせていただきますが、前回、長浜について、何か対応策が必要なのではないかというご意見をいただきましたので、今回新たに、募集方法で工夫できることがあると思ひまして、このあと説明をさせていただければと思っております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ほかに、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

ご質問等がないようですので、募集区画は資料2に記載されているとおりでよろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

それでは、資料2に記載されているとおりとします。

③ 募集方法

(委員長)

では、続きまして③募集方法について、ただいまご質問もございましたが、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

では、右上に資料3と記載された「第4回公募について（募集方法）」という資料をご確認ください。今回の募集方法につきまして説明いたします。

今回は、地区ごとの募集ということで、5つの地区、昭和通、清流公園、天神中央、渡辺通、長浜という5つの地区単位で募集をいたしまして、地区内に複数の区画がある場合は、地区ごとに成績が上位の方から順番に、その地区内で希望区画を選択できるという方式を行います。これは従来どおりの方法でございます。

例といたしまして、天神中央地区のマップを記載しておりますが、天神中央地区には、渡辺通を挟んで東西に募集区画が計2区画ございます。天神中央地区で希望された方は、成績上位の方からこの東西2区画の中からどちらかを選んでいただき、2番目の方が残った区画を選んでいただくこととなります。このように、成績上位の方から希望区画を選択できる形で、地区ごとの募集を行いたいと考えております。

続きまして、複数地区への応募ですが、これは今回、工夫を凝らしております。

これまでも募集地区は複数ございましたが、第2希望まで希望を記入していただくことになっておりましたが、これを改めまして、第2希望までではなく、第3希望、第4希望とある方は、希望する地区をすべて選択することを可能にしたいと考えております。

理由については、これまで2つまでしか選べなかったところ、他の場所でも営業したい方の選択肢を広げることで、結果的には合格者を増やすことができること、また、第2希望までしかできないとなると、仮に特定の地区に応募が集中した場合は、成績が上位であっても不合格となり、補欠候補者に回るようになっておりましたが、第3希望、第4希望と希望することができれば、第3希望、第4希望で合格することができますので、応募者の選択肢を増やし、今回は第2希望までではなく、第3希望、第4希望と希望があれば応募できるようにしたいと考えております。

続きまして、グループ応募ですが、これは長浜地区のみを対象とした工夫となっております。

長浜地区については、資料右上の長浜地区というマップをご覧いただきたいと思いますが、現在、空き区画が7区画ございまして、そのうち、4区画連なって空いている場所、2区画連なって空いている場所がございます。この区画については、2名～4名でグループでの応募を可能したいと考えております。

このグループ応募は、前回公募でも実施しまして、結果的に応募者はいなかったの

ですが、その理由として考えたのは、第1希望でなければならない、つまり、専願でなければならない仕組みにしていた点があったと考え、それを改めて、第2希望以下でも応募を可能にしたいと考えております。これにより、グループ応募に関心がある方からの応募の可能性を上げていきたいと考えております。

次に、グループ応募のメリットですが、資料の右側をご覧ください。グループ応募のメリットとして、2次審査がございしますが、これは後ほど説明しますが、グループ応募の方には加点をすることで優遇したいと考えております。

グループ応募はこれまでも実施しておりましたが、グループ応募を実施するという告知だけでは、グループ応募のメリットを伝えきれていなかったのではないかと考えておまして、グループ応募のメリットについても具体的に示し、周知していくことで、応募者を増やしていきたいと考えております。

グループ営業のメリットとしては、経営面での相乗効果や合理化などがあると考えておまして、具体的には、団体客を受け入れやすいことや、共同での仕入や仕込み場を共有することでコストを削減できること、仲間同士で共同プロモーションがしやすいことを想定しております。

最後に、赤い文字で記載しておりますが、補充募集ということで、今回新たに実施したいと考えております。

補充募集とは何かということでございますが、通常の募集で仮に営業候補者が決まらなかった区画については、引き続き募集を行うということで考えております。

この補充募集については、今ご覧いただいている資料の2枚後ろ、資料5「第4回公募について(スケジュール)」の資料で詳細を確認させていただきたいと思っております。

今回の第4回公募としては、まず、スケジュールの表の上の段に記載している通常募集を行います。こちらで13区画の募集を行いまして、最終的には、来年2月の頭頃に選定を経て、営業候補者を決定いたします。その結果、仮に営業候補者が決まらず空き区画が残った場合は、引き続き募集を行うことで、通常募集のタイミングに合わなかった方や、次の状況で応募したいという方が応募できるようにし、屋台営業者を増やしていきたいと考えております。

今回の新しい取組みとして、こういった2段階の募集を行いたいと考えております。

資料3にお戻りください。

補充募集の手続きや審査の流れについては、基本的には、通常の募集と同じようにしたいと考えております。

最後に、「2 応募資格」ですが、これは前回と同様でございまして、資料に記載している資格を満たしている方が応募できるということで、今回応募していただいた方については、これらの条件を満たしているか、事前に確認を行いたいと考えております。

募集方法については以上です。

(委員長)

募集方法につきまして、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

長浜地区ですが、募集してもなかなか手が上がらなくて、一度手が上がっても結局、開店には至っておりません。応募しやすいようにご配慮いただいているところですが、そもそも長浜地区というのは、中洲地区や天神地区と立地が全然違って、人通りがありません。

そのため、例えば、長浜地区においては、客席を多くできないか、営業時間をもう少し延ばすことができないか、などのお願いのご相談をすると、公平性の観点から長浜地区だけを特別扱いはできませんというお答えですが、そもそも、立地からして条件が違います。むしろ逆に、天神地区、中洲地区、長浜地区は、同じ条件で営業すること自体が、逆に不公平ではないかと思います。

色々な考え方はありますが、グループ応募をしても、私は地元ですから、声をかけて2店舗くらいは手を上げようと言ってくれる方もいますが、それでもなかなか、実際に応募をして営業まで至るのは、非常に厳しい状態です。

募集区画の条件として、屋台が連なり定着している場所というのがありますが、屋台が連なり定着している場所とは言えない状況になりつつあります。今回、グループ応募をよりしやすくなることで、考えていただいているのは重々承知しているところですが、これでもおそらく手は上がらないと思います。かなり厳しいと思いますので、そこについてはぜひ、もう少し工夫をしていただきたいと思います。

以上です。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

ご指摘のとおり、立地面での問題はあります。

一方で、過去3回実施した公募において、先ほど委員からもお話があったように、最終的には営業には至らなかったというのがありますが、過去2回、実際に手を上げられた方がいるということもございますし、公募面での工夫が足りていなかったところもあると思いますので、今回そういった点で工夫をさせていただいて、周知をしっかりとしていくことで、対応していきたいと考えています。

先ほどのご提案は、過去の選定委員会でご意見をいただいたこともありますが、公共空間での営業を特別に認めている中で、さらなる特例を認めることについては、慎重にならざるを得ないところもありますので、ご意見もいただきながら、公募方法にはまだ工夫の余地があると考えておりますので、工夫を行い、公募に取り組んでいきたいと考えております。

(委員)

先ほど、グループ営業のメリットを十分に伝えきれていなかったという話がありましたが、そもそもこのグループ営業というものが、例えば、他都市で実際に行われているところはあるのでしょうか。

(事務局)

複数の屋台が連なっているところが、福岡以外にはございませんので、ほかの事例としてはありませんが、今回、我々が考えておりますのは、仲間で、グループで応募することによって、営業しやすくなるというメリットもあるのではないかと考えて、飲食に係る方にご意見をお聞きして、我々としては、資料にお示ししているようなグループ営業のメリットがあるのではないかと考えているところでございます。

(委員)

先ほど、委員からも立地条件の不利を指摘されていましたが、その不利な条件をカバーできるだけのメリット、長浜で屋台をやりたいと思ってもらえるような施策をしないと、長浜地区に屋台が定着しないと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

(委員)

長浜地区のグループ営業について確認ですが、これは、前回から初めて導入されたものでしょうか。

(事務局)

これは、第2回の公募から始まったものでございます。

(委員)

グループ応募に手を上げたグループが何組あるか、教えてください。

(事務局)

これまでにグループ応募で手を上げられた方はおられません。

(委員)

私もそのように記憶しておりまして、グループ応募を第2回公募、第3回公募と実施して、今回の第4回公募でも実施とのことですが、このグループ応募、結果が出ていないにも関わらず、こだわる理由というか、理屈といいますか、どのようにお考えなのかを教えていただきたいと思います。

(事務局)

グループで応募いただいて、仮に、グループでの出店が実現できれば、一気に複数の営業者を誕生させられるメリットがあると考えております。

また、グループ応募があるということは募集要項に記載していたものの、グループ応募やグループ営業のメリットについては情報発信が足りていなかったところがあったと思っておりますので、積極的に周知していく中で、色々なご意見をお聞きして、実現していきたいと考えております。

(委員)

本来は、第2回公募の結果を踏まえて、第3回公募で実施すべきことだったと思いますし、グループ応募が本当に応募者を惹きつけるものになるのかというと、少し私は疑問だと思うのと、第2希望以下でも応募が可能というのは、これは何かヒアリングの結果でこういう手法を採用すべきとなったのか、ということをお教えください。

(事務局)

これまでは実質、専願でなければグループ応募はできないというところが、応募のハードルを高くしていたのではないかと考えております。

実際に応募者から、専願でないとお誘いができないから、グループ応募をしなかったというお声を聞いたわけではありませんが、応募のハードルが高かったところは実際のところあると思いますので、できるだけハードルを下げて、かつメリットが伝わるような方法で、今回、公募の工夫として、何点か改善させていただいたということがございます。

(委員)

今、色々やりとりをさせていただき、かなりご苦労されているのは分かりますが、グループでの応募があるかということ、今の話ではそれは難しいと思いますので、もう少し何かしらの工夫を加えて、公募を実施されるべきだとの意見を申し上げると、長浜地区の図がありますが、例えば、7区画空いています、仮に、4店舗のグループと3店舗のグループが手を上げてきて、その2グループしかない場合は、どちらも採用されることになるのでしょうか。

(事務局)

仮に、4店舗のグループと3店舗のグループから応募があった場合、連なって空いているのは4区画の場所が一つ、2区画の場所が一つですので、4区画の場所で、審査を経て順位が上だったグループが採用されることとなり、4区画の場所で、4店舗あるいは3店舗ということになるかと考えています。

(委員)

ということは、既存屋台の移動の余地はないということでしょうか。

(事務局)

現時点では、場所を指定しての許可となっておりますので、そういう想定ではございません。

(委員)

分かりました。

(委員)

引き続き、長浜地区についてですが、現在長浜地区で営業している屋台は、2店舗ということよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。そのとおりでございます。

(委員)

長浜地区の衰退をこのまま見守るのか、それとも思い切った思案をするのか、というところかと思いますが、グループ営業のメリットというのは、このコロナ禍で団体客というのはまだまだイメージしにくいところがありますし、長浜という知名度を活かしてお客様目線の魅力づくりが一番だと思います。

今、公衆トイレがどういった事情なのか分かりませんが、もし、団体客を優先的に受け入れるような地域にするのであれば、まずはコロナ対策。そして、団体客が屋台に入れるように、予約ができる仕組みが何か必要になること、公衆トイレを設置するなど、お客様目線での利用のしやすさも必要ではないかと思っております。

あと、これは少し何とも言えないところがあると思いますが、共同経営という形。グループと言っても、個人事業者が複数で手を取ってスタートするということだと思いますが、共同経営に近いような形で運営していく際に、どうしても人気店とそうでない店舗が出て来るなど、後から上手くいかなくなるケースもありますので、実際に応募者があった場合は、その点のフォローも必要であると思っております。

また、このような長浜独自の募集方法の工夫と切り離し、別の何らか支援、思い切ったことをするかどうかという判断も必要ではないかと思っております。2軒のうち1軒が無くなったら、いよいよ人の足が遠のくことになると思いますので、ご意見させていただきました。

以上です。

(事務局)

ありがとうございます。

1点補足ですが、環境整備については、水道電気が整っております。また、公衆トイレについても、資料3に掲載しているマップで申しますと、右側の赤丸のすぐ隣に設置しております。

(委員)

ありがとうございます。

なかなか難しいとのことでしたが、店舗のレイアウト、席の配置なども、長浜地区については、別途基準を設ける必要もあるかなと思います。

以上です。

(委員)

確認ですが、長浜地区は2店舗が営業ということになっておりますが、1店舗ではないでしょうか。もう1店舗は休業中だと思います。そのため、その1店舗の屋台が休みの日は、店舗0になるという状況です。長浜地区に行ってみると屋台が閉まっている。そうすると人は来なくなります。現在、明らかにそのような状態です。

例えば、先ほど委員から話がありましたが、既存の屋台の配置を変える方法もある

のではないかと思います。もちろん、先ほど説明があったように、場所を決めて許可を出しているのですが、そのうちの1店舗がずっと休業しています。そこについて、仮に、例えば4店舗のグループと3店舗のグループを入れるときに、休業している屋台の配置を変えろという方法もあると思います。長浜を特別扱いして欲しいとは言っておりませんが、このままでは、とてもじゃないですが営業できるような状態ではありません。

以前は事実上、グループ営業のようなことをやっていた時がありますし、使い方が悪くて、地元にとっての迷惑施設でやめてほしいという時期もありましたが、そうであっても、きちんと制度化して、屋台をやれるような地域となれるように整えていきました。

グループ応募ということで工夫はしていただいておりますが、グループで営業するメリット、それほど大きなメリットではないと思います。例えば、4店舗でグループ営業するとしても、そこには必ず、店主は全員いないといけません。そうすると、1店舗ずつ営業するのとあまり変わりはありません。

長浜地区だけというよりも、長浜地区でも営業が継続できるように、もちろん公平性、お店を構えていらっしゃる方との兼ね合いなど、そういうことはしっかりと考えていただく必要はありますが、長浜地区の屋台を残したいと思われるのであれば、現状の中で考えていけば、まず、残ることはあり得ないと思います。

公衆トイレを整備していただいておりますが、屋台が営業しているときに、ときどき様子を見に行っておりますが、その時、女性のお客さんにお尋ねすると、「女性には公衆トイレは利用しにくい。」とおっしゃります。男性は比較的利用できると思いますが、そういうところもあります。

長浜地区の現在の営業場所は、お金をかけて整備されてはいますが、お店が出ていなければその費用を回収しようもありません。そういった点を含めて、場所とか、募集のやり方とか、営業の仕方については、抜本的に考え直していただかないと、長浜地区はこのままなくなってしまうと思います。

ぜひ、市民に理解していただける形で、飲食店の皆さんにも理解していただけるような形が必要だと思いますが、何らかの工夫をしていただかないと、長浜地区は生き残れないと思いますので、毎回申し上げておりますが、さらにご検討いただきたいと思っております。

以上です。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

(委員)

長浜地区については、私も気になっておまして、見に行くこともありますが、周辺には宿泊施設もなければ、ほかに観光的なものもありませんので、天神地区、もし

くは中洲地区と比べて、圧倒的に立地的には良くないと思います。

屋台を体験するというユーザー、観光客の視点では、長浜地区まで行くという決定的な商品の差別化をこれから作っていくことが必要だと思います。同じ屋台でも、屋台の中身、コンテンツが違ってこない、ユーザーとしては、天神メインで選ぶと思います。

今の天神には、昔ながらの屋台もあれば、おしゃれなコーヒーパーのようなもの、中華料理など、色々なジャンルの屋台がありますが、既存のものは既存のものとして良いと思いますが、例えば、長浜では思い切って、市の主導でひとつのコンテンツ・イメージを作り、そのコンテンツ・イメージに合った屋台を優先的に募集するということを検討していただきたいと思います。

応募者の面接をさせていただいておりますが、おそらく、福岡全体の屋台のイメージを分かっていない応募者もいると思います。どのお店がどういうことをやっていて、何がそのお店の強みになっているのか、これから応募する方は分からないと思います。また、一般の方なので、経営経験がおそらくほとんどない方で、マーケティングやターゲットिंगのことを考えた上で、屋台をどのようにして運営していくかという計画を立てるのは、現実的には難しいと思います。

市では、全屋台の特徴であるとか、どのエリアにどんな強み・弱みがあるのか、分かっているらっしゃると思いますので、現在の長浜にはこれといった特色がありません。現在の公募では、皆さんに自由に公平に、中華料理をやりたい方でも応募できます、韓国料理でも応募できます、というように、皆さんにジャンルを自由に選んでいただけるようにしているところですが、なかなかうまくいかないのも、逆に、長浜地区については、市が主導してイメージカラーをつけて、チャレンジしてみるのはいかがかなと思いました。

以上です。

(委員)

今ご意見がありましたように、長浜地区については、思い切って中華街、コリア街にして、「あそこに行ったら中華街がある」といった感じで、屋台村にしたら結構面白いのではないかと思います。

もう1点ですが、天神や中洲に比べて立地が厳しいので、屋台の運営は難しいとみんな思っている。ですから、時間的にももう少し猶予を持たせてやって、「昼間のランチが出せますよ。昼間11時くらいから2時まではランチタイムがありますよ。だからぜひ、この屋台村に来てください。」というような、色々な弾力的な考えを持たないと、今のままでは、委員がおっしゃるように、長浜地区は難しいと思います。

また、委員の皆さんがおっしゃるように、現在は2店舗が営業している、していない状況ですが、4グループと3グループの応募となった場合に、現在営業している屋台を弾力的に動いてもらう調整も必要だと思います。場所を指定しているので動かせ

ませんなどと言っていたら、長浜地区は難しいですよ。

そういうことも十分に考えていただきたいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

いただきましたご意見をもとに、我々としても前向きに長浜で応募していただけるように、色々な形でこれからも検討を続けていきたいと思っています。

(委員)

毎回そのような説明を聞いています。

色々なやり取りがあつて、最終的にはそのような答えになるのですが、そのあとに会議を開いたときに、きちんと具体的なものが出てきたかというところ、出てきていない。同じことの繰り返しですよ。

皆さんは3、4年くらいで代わっていくからいいのかもしれませんが、我々のように一生懸命に考えている立場としては、もう少し具体的な答えを出してもらわないと、なぜこの会議を開いているのか、となってしまう。

もう少し、真剣に考えていただきたいと思います。

(委員)

我々が若いときは、長浜ラーメン、豚骨、そういうイメージがものすごく強くて、わざわざ必ず、長浜の漁港にラーメンを食べに行くという状況でした。長浜の鮮魚関係のトラックがどんどん入って、夜中に入って、あそこの屋台が栄えていました。委員がおっしゃるように、それを消したくないというのが伝わってきます。

場所が変わり、屋台が店舗へと変わったりしながらどんどん減ってしまい、それをまたもとに戻してほしいと、行ったり来たりするような状態になっておりますが、長浜の屋台を消したくない、長浜ラーメンというものを消したくないというところが、どうも我々は考えていかなければならないのではないかと思います。

我々の若いころは、これからラーメンを食べに行くぞといえば、長浜までラーメンを食べに行っていた時代でした。やはり豚骨は長浜ラーメン、そういうようなイメージがどうしても強いから、我々もやはり、消したくないなという気持ちがあります。頑張りましょうよ。

前回の公募で、長浜の屋台が入る予定があつたと思いますが、あれはどうなったのでしょうか。委員も、長浜に屋台が入ることになって良かったとおっしゃっていたと思いますが。

(委員)

営業をスタートされませんでした。

(委員)

なぜ営業されなかったのですか。

(事務局)

前回応募して合格された方がいらっしゃって、営業の準備を進めていると聞いておりましたが、結果的には営業開始には繋がらず、取り消しになりました。

(委員)

長浜に屋台が誕生するというので、私は良かったなと思っていたのですが、結局誕生しなかったとなると、また元に戻ったような状態になります。

そういう時はすぐに会議を開いて、長浜をどうするかということをお話していただかないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

前回公募で長浜に1人応募して合格された方がいて、結果的には、営業開始に至らなかったということがございましたので、そのことについては、その方と途中から連絡がつかなくなって、連絡が途絶えたと。こちらから何度も連絡を試みたのですが連絡がつかず、最終的には取り消しということになりました。

なかなか難しい面もありますが、合格されて準備を進めておられる方と密に連絡を取り、前回のようなことにならないようにしていきたいと思います。

(委員)

屋台を開業するためにはそれなりの費用が必要になります。お客さんの入り方も考えて、これでは採算が合わないなと思ったのではないのでしょうか。そういう考えもあったのではないかと思います。委員はどう思いますか。

(委員)

実際はそうだと思います。

(委員)

採算が合わなければ誰も商売はできないと思います。そういうことも考えてあげないといけないのではないのかと思います。

(事務局)

しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

(委員長)

今回は、応募を第2希望までに絞らずに希望数を増やし、それから、グループ応募の場合に、第1希望だけに絞らずに応募できるようにする案が出ています。

前回の第3回公募では、実は、長浜に興味をお持ちだった方も複数おられましたが、第1希望で落ちてしまった場合は、皆さん、長浜の募集区画に入ることができませんでした。それから、同じ屋台で働いていた仲間同士で応募されたケースもありましたが、その方も、第1希望に沿わなかったので合格できなかったという経緯もありました。

そういった応募者がいたことを考えれば、今回、応募方法を工夫する案が出ておりますので、多少なりとも希望が持てるのではないかと、私は思っております。

それから、今、色々と議論いただいていることは、選定委員会という枠を少し超え

ている内容だと思います。長浜が大きな議論になっていますが、地域別に色々な課題があろうかと思っています。選定委員会は応募方法や審査内容を決める委員会ですので、屋台そのもののあり方を検討する場、そういったものを立ち上げて、選定委員会とは違う立場で、ぜひ、屋台組合の皆さんにも入っていただいて、議論をしていただいた方が良いのではないかと思います。

毎回この議論を続けておりますし、なかなか進展していかない。これはもう、選定委員会の枠を少し超えていますので、委員もおっしゃられたように、もっと抜本的な部分を考えられる場で議論していただければと思います。

(事務局)

皆さん、大変貴重なご意見ありがとうございます。

コロナ等もありまして、なかなか大変な状況で、経営のあり方も含めての意見だったと思いますが、私たちとしても、長浜については課題意識を持っております。

いただいたご意見を参考に、これからしっかり対策を取りながら、今日の会議は、第4回公募をどうすべきかということで、切り分けながら進めさせていただければと思います。

ありがとうございました。以上です。

(委員長)

募集方法について、様々なご意見をいただきましたが、ほかに何かございますか。

— 委員から意見・質問なし —

それでは、募集方法については、資料3に記載されているとおりといたします。

④ 審査方法

(委員長)

では、④審査方法について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、右上に資料4と記載された「第4回公募について（審査方法）」という資料をご覧ください。

まず、審査のイメージということで、審査の流れについての説明になっております。審査の流れについてはこれまでと同様でございますが、まず、先ほど資料3で説明した応募資格を満たしているかの資格の審査を行います。そのあと、1次審査、2次審査を実施し、最終的に営業候補者を決定いたします。

1次審査については、下に配点や項目について記載しておりますが、これまでと同様に、関係法令遵守に向けた取り組み80点、屋台の魅力、質の向上のための創意工夫で20点、合計100点満点ということで筆記試験を行います。

下に1次審査の合否ボーダーラインの設定と記載しておりますが、「応募者の得点の平均点の8割以上、かつ募集区画総数の1.5倍まで」ということでボーダーラインを設定いたします。これはこれまでも同様ですが、仮に、応募者が非常に多かった場合など、1.5

倍を超えて1次審査、筆記試験の合格者を出す、調整するという事も視野に入れておきたいと思ひまして、その場合は、正副委員長の協議により決定したいと考えております。

続きまして、1次審査を通過された方には2次審査がございます。

2次審査は、書類審査と面接審査の2つに分かれておりまして、書類審査というのは、1次審査を通過された方に営業計画書という書類を出していただきます。その営業計画書と対面による面接審査を実施し、資料右側に記載している項目、配点をもとに審査いたします。また、右下に記載しておりますが、グループ応募をされた方には、書類審査で20点、面接審査で10点という加点枠もございます。

この2次審査を経て、営業候補者を決定することとなりますが、資料の右上に記載がございますが、書類審査と面接審査については、審査部会を設置しまして、議論するという事になっております。審査部会は委員長が指名する委員で組織するという事になっておりますので、このあと、審査部会のメンバーと部会長、副部会長を決めていただきたいと考えております。

説明は以上です。

(委員長)

はい、ではまず、「審査部会」の構成する委員を決めたいと思ひます。

過去3回の公募において、市議会議員の委員の皆さまは、市政全般に係る知識をお持ちですので、面接などの個別の審査ではなく、選定委員会の場において全般的、総合的な評価をいただいております。

同様に、委員におかれましても、福岡市食品衛生協会会長であり、また市議会議員でもいらっしゃる事から、個別の審査ではなく、全般的、総合的な評価をいただいております。

今回につきましても同様に、審査部会については市議会議員の皆さま以外の6名で構成したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

— 委員から異議なし —

では、審査部会の委員については、選定委員会委員のうち市議会議員以外の6名で構成するということにしたいと思ひます。

なお、「福岡市屋台選定委員会運営要領」において、審査部会の部会長、副部会長については、部会委員の互選によるとされております。

今後の審査に向けて、本日この場で、部会長、副部会長の選任をしておきたいと思ひますが、部会委員のどなたか、ご推薦はございますでしょうか。

ないようでしたら、私からご提案したいと思ひますが、いかがでしょうか。

— 部会委員から異議なし —

ありがとうございます。

では私からは、前期と同様に、部会長を八尋委員に、そして副部会長を乙津委員にお願いしたいと考えておりますが、部会委員の皆さま、いかがでしょうか。

— 部会委員から異議なし —

ありがとうございます。

それでは、部会長を八尋委員、副部会長を乙津委員にお引き受けいただきたいと思
います。

では、「審査方法」について、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

1次審査のボーダーラインですが、「応募者の得点の平均点の8割以上、かつ募集
区画総数の1.5倍まで」だったところ、この1.5倍という部分を柔軟にすると私は理
解しましたが、それが有効だというこれまでの実績がありましたら、ご紹介いただき
たいと思います。

(事務局)

過去の公募では、1.5倍までというところでうまく調整ができていたのですが、地
区単位で募集を行いますので、仮に、成績上位の方の希望地区が特定の地区に集中し
てしまった場合、1.5倍というところで切ってしまうと、ほかの地区で営業者が誕生
しないという状況が発生する可能性が考えられます。応募状況にもよりますが、でき
る限りほかの地区での合格者を出すためにも、1.5倍を超えて1次審査通過者を出せ
る余地は残しておきたいと考えております。

(委員)

それはつまり、過去の第2回、第3回公募において、1.5倍までという条件を外し
ておけば、実は、ほかの地区で営業者が誕生していた、増えていたのではないだろ
うかという実績を基に、こういうことを考えたのかというところをお聞きかせくだ
さい。

(事務局)

過去の公募実績におきましては、1.5倍というところでちょうどうまく収まったと
いうところがございます。

しかし今回、仮に応募者が多かった場合や希望が特定の地区に集中した場合に、1.5
倍という条件に囚われて、ほかの地区での合格者が出ないということを避けるため、
1.5倍を超えて1次審査通過者を出すということを想定しておきたいということでご
ざいます。

(委員長)

他にご質問等はございますか。

ご質問等がないようですので、審査方法については、資料4に記載されているとお
りですよろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

それでは、審査方法については、資料4に記載されているとおりにしたいと思います。
す。

⑤ スケジュール

(委員長)

最後に、⑤スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

では、最後に右上に資料5と記載された「第4回公募について(スケジュール)」という資料をご覧ください。

通常募集、補充募集という2段階で第4回公募を実施したいと考えております。

通常募集につきましては、本日の選定委員会を経て、早々に募集をスタートしたいと思っております。具体的には、8月12日金曜日から募集ができればと考えております。そうすることで、募集期間を2か月間確保できまして、これまでの募集ですと1か月半程度だったところ、募集期間を長く確保し、周知に時間をかけたいと考えております。

その後、選考期間4か月の間に1次審査と2次審査を行いまして、営業候補者を決定いたします。営業候補者が決定しましたら、準備期間として4か月確保いたしまして、オープンが来年6月と考えております。

通常募集の結果、営業候補者が決まらなかった区画につきましては、補充募集を実施し、募集期間をしっかりと確保し、選考期間、準備期間を経まして、オープンは再来年の令和6年4月ということで進めていきたいと考えております。

最後に、選定委員会につきましては、本日の選定委員会を経て通常募集を開始し、そして11月頃から先ほど説明した審査部会で審査を行っていただいて、来年2月に通常募集の営業候補者を決定し、かつ補充募集も実施するという進め方を考えております。

スケジュールについては以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

スケジュールについて、何かご質問がある方はいらっしゃいますか。

— 委員から意見・質問なし —

ご質問等がないようですので、スケジュールについては、資料5に記載されているとおりでよろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

それでは、スケジュールについては、資料5に記載されているとおりとします。

(委員長)

本日の議題は以上ですが、全体を通して何かご意見やご質問はありますか。

(委員)

先ほど委員長がおっしゃられたように、これは屋台の選定委員会ですので、屋台のあり方に関する委員会を別に立ち上げた方が、屋台のあり方に関する意見が色々と言

えると思います。

屋台を選ぶのは屋台選定委員会で行い、屋台運営委員会のような、何か別の組織を作ってやっていただいた方が、もっと色々な議論ができるのではないかと思いますので、その点、委員長はどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

(委員長)

先ほど申しましたように、長浜は長浜の、他の地区には他の地区の課題があると思いますし、また、公募屋台と既存屋台が混在している状況でもありますので、様々な課題があると思います。

屋台運営委員会のような、別の視点で屋台について検討できる場があっても良いのではないかと思います。

(副委員長)

長浜の再生という話を考えていくには、観光だけではなく、おそらく、都市計画、新産業など様々な分野が関わってくる話だと思いますので、この選定委員会とは違う上のレベルで、もう少し議論が必要かと思います。

この選定委員会としての既存のルールの中で考えるとやはり、公募の方法、それからグループ応募という形での議論になると思いますので、今後屋台をどうするか、長浜をどうするかという話については、別途プロジェクトを立ち上げていただきたいと思います。

(委員)

ぜひ、行政の方でも、今の意見を踏まえて検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

(委員長)

ほかにご意見やご質問はありますか。

— 委員から意見・質問なし —

ないようですので、本日の選定委員会は以上といたします。では進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員長、議事進行ありがとうございました。

また、貴重なご意見ありがとうございました。参考にさせていただきながら、これから検討を進めていきたいと考えております。

それでは、以上を持ちまして、選定委員会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご審議いただき、誠にありがとうございました。